

- 基本問題小委員会の間とりまとめ（平成28年6月22日）において、建設業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、元請の監理技術者等と下請の主任技術者について施工体制においてそれぞれが担う役割を明確化する必要があること等が提言された。
- ⇒ この提言を受け、またこれまでの法令改正等を踏まえ、「監理技術者制度運用マニュアル」を改正し、監理技術者制度の適格な運用の徹底を図ります。

改正の概要

○元請の監理技術者等と下請の主任技術者の職務の明確化

【二―三 監理技術者等の職務】

- ・ 監理技術者等は、建設業法において、監理技術者、主任技術者の区別なく示されているが、元請の監理技術者等と下請の主任技術者の職務に大きく二分して整理し、明確化。

（監理技術者等の職務の例）

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認などの実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告

○大規模工事における監理技術者の補佐的な役割を担う技術者の配置の推奨

【二―三 監理技術者等の職務】

- ・ 大規模な工事現場等については、監理技術者に求める役割を一人の監理技術者が直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、監理技術者を補佐する他の技術者を同建設業者の中から配置することが望ましい旨を明記。

○工場製品における適宜合理的な方法での品質管理の必要を明記

【二―三 監理技術者等の職務】

- ・ 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等については、主要な工程の立ち会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認など適宜合理的な方法による品質管理を行うことが必要である旨を明記。

○監理技術者等の専任が不要となった期間における他の専任工事への従事に関する緩和

【三(2) 監理技術者等の専任期間】

- ・ 元請の監理技術者等について、工事を全面的に一時中止している期間に限って、発注者の承諾を得た上で、発注者が同一の他の工事の専任の監理技術者等として従事することができるように緩和。
- ・ また、下請の主任技術者についても、一定の条件下で発注者や元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事の専任の主任技術者として従事することができるように緩和。

○これまでの法令改正、発出済みの通知等に伴う見直し